

橋本周辺広域市町村圏組合負担金徴収条例

平成 11 年 3 月 31 日

条 例 第 1 4 号

改正 平成 11 年 7 月 30 日条例第 17 号 平成 20 年 3 月 4 日条例第 1 号

平成 23 年 2 月 14 日条例第 1 号 平成 24 年 2 月 16 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合規約（平成 11 年規約第 1 号）第 11 条第 2 項の負担金の徴収は、この条例の定めるところによる。

(負担金の計算)

第 2 条 関係市町の負担金の計算は、次のとおりとする。

- (1) 負担金割合に用いる人口は、当該予算の属する年度の直前の国勢調査人口とする。ただし、65 歳以上人口割合は、前年度の 4 月 1 日現在とする。
- (2) 基準財政需要額割合は、地方交付税算定における当該予算の属する前年度の額の関係市町合計額に占める関係各市町の割合とする。
- (3) ごみ搬入量割合は、前々年度における関係市町（関係市町の住民並びに関係市町内の事業所を含む。）が橋本周辺広域ごみ処理場に搬入したごみ搬入量の割合とする。なお、ごみ搬入量の割合は、焼却処理に係る割合とリサイクル処理に係る割合とに区分する。
- (4) 利用者数割合は、伊都地方休日急患診療所における当該予算の所属する前々年度の関係市町の利用者数の割合とする。
- (5) 計算上小数点第 5 位を四捨五入四位止めとし関係各市町千円単位で調整する。

(納期)

第 3 条 負担金は、その年度分を 2 期に分割して徴収するものとし、その納期は次のとおりとする。

第 1 期 4 月 10 日

第 2 期 10 月 10 日

2 管理者において必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 7 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 4 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 16 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 16 日条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。